

(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様
看護小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様
(介護予防)認知症対応型通所介護事業所 管理者 様
地域密着型通所介護事業所 管理者 様
(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様
地域密着型介護老人福祉施設 管理者 様

薩摩川内市保健福祉部
高齢・介護福祉課長

「自己評価及び外部評価」並びに「運営推進会議」の適正実施について
(通知)

時下ますます御清祥の段、お喜び申し上げます。また、平素より本市介護保険行政に対し格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、「薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の規定に基づき、(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、「自己評価及び運営推進会議を活用した評価」を、(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、「自己評価及び外部評価」を実施いただく必要があります。

また、(介護予防)認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設にあつては、計画的に「運営推進会議」を実施いただく必要があります。

各事業所におかれては、下記により、引き続き「自己評価、運営推進会議を活用した評価及び外部評価」並びに「運営推進会議」の適正実施に努めていただくようお願いいたします。

なお、令和 5 年 4 月 1 日付け人事異動に伴い担当職員に変更がありましたので、別紙のとおりお知らせします。

記

1 運営推進会議担当職員について

別紙のとおり

※ 令和 2 年度から 市の職員又は地域包括支援センターの職員が出席することとしています。

2 会議開催の案内

別紙の運営推進会議担当職員にご連絡ください。

3 会議録の提出

(1) 通常開催の場合

議事録を介護指導グループ担当者（堀）へ提出してください。

(2) 新型コロナウイルス感染症による書面開催（みなし開催）の場合

会議資料を介護指導グループ担当者（堀）へ提出してください。この会議資料を議事録とみなし、会議を開催したものとします。

なお、会議資料は出席予定であった市職員（または地域包括支援センター職員）へも別途お渡しください。

※ 留意事項

- ・ 書面開催の場合は、会議資料内または送付文書内のいずれかに「新型コロナウイルス感染症の影響による書面開催」の旨を記載してください。
- ・ 運営推進会議は、おおよそ2ヶ月に1回（通所介護事業所は半年に1回）の開催が義務付けられています。会議の適切な実施と議事録の提出をお願いいたします。

4 その他

- (1) 自己評価、運営推進会議を活用した評価及び外部評価は、年に1回は実施することとされていますが、今回は、これまでに実施した外部評価の公表日（最終評価結果を本市に提出した日）から1年以内に実施し、公表することとされています。よって、毎年度ごとに1回ずつ実施すればよいものではありませんので御注意ください。

- (2) 平成30年度より、運営推進会議の開催について、以下の要件を満たす場合において複数の事業所の合同開催が認められています。

ア 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。

イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。

ウ 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は除く。）

- (3) （介護予防）認知症対応型共同生活介護の外部評価

令和3年度より、運営基準の改正により、業務効率化の観点から、「外部評価（県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）」又は「運営推進会議を活用した評価」のいずれかにより、「第三者による外部評価」を受けることが認められています。

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市保健福祉部高齢・介護福祉課
介護指導グループ：副島
ダイレクトインダイヤル0996(22)8115(アナウンス後)2620
電話 0996(23)5111(内線2620)
FAX 0996(23)5131
Mail kaigosido@city.satsumasendai.lg.jp